

病欠のコンビニバイトに“罰金”？

大手コンビニエンスストアの加盟店が、女子高校生のアルバイト代から風邪で2日欠勤した分を、ペナルティとして給料から引いていたという身の毛もよだつ事件が発覚しました。「蟹工船」小林多喜二や「女工哀史」細井和喜蔵の時代ではなく、2017年のお話です。

高校生は実際に働いた5日間の勤務分の給料を受け取るはずでしたが、加盟店は2日間分の欠勤があったとして、給与明細に「ペナルティ」と手書きし、差し引いて給料を渡していました。そして、代わりに働くアルバイトを高校生が捜さなかったからと減給の理由を説明していました。

本部はペナルティの理由が不適切で、減給の額も労働基準法に違反しているとして、加盟店に高校生への謝罪と全額の返還を指示したということです。

アルバイトに関する社会問題には、長時間労働や賃金不払い等多々あります。非正規の「フリーター」にとっては、「正社員化」が問題解決となるといえます。これらと区別するべく、特に「ブラックバイト」とは学生であることを尊重しないアルバイトとされています。



ブラックバイトの特徴

ブラックバイトには、3つの特徴があります。

1 学生の戦力化・・・飲食店や小売店等において、学生だけで運営されている店舗が存在します。一人の正社員が数店舗の店長を兼務していると、学生だけで運営されるような事態が生じることがあります。また、正社員がいないことが常態化してしまうと学生アルバイトが責任者としてクレーム対応に追われることもあるようです。

2 安く従順な戦力・・・もともと学生アルバイトの時給は正社員の労働単価より安く設定されています。そのうえ、研修等の名目で拘束されてしまうということもあるようです。

3 一度入ると辞められない・・・職場の中に戦力として組み込まれてしまうと、不可欠な存在となっていくます。学生生活を充実させるためにアルバイトを始めたにもかかわらず、学生生活に支障が生じてしまつては本末転倒です。まっとうな学生生活に復帰するべく退職する旨を伝えても、「責任放棄」「わが

ままな子」と心理的に追い詰められることもあるようです。

責任感を利用して、引き留めることが困難になってくると、「契約違反」「損害賠償請求」といった方法で脅してくるケースもあります。

学生の中でも、とりわけ「安く従順な」労働力は高校生です。ブラックバイトは搾取の対象を高校生にまで広げてきています。

トラブルへの対処

学生アルバイトも労働者です。労働法のすべてのルールが適用されます。

時給が最低賃金(千葉県 842円 2016年10月1日現在)以下になっていませんか？また残業代の不払いはないでしょうか？こうしたときは、まず雇用主と話し合ってみましょう。話し合いで支払ってくれれば問題はありません。話し合っても、問題が解決しない場合は労働基準局に申告しましょう。

アルバイトに、ノルマを課すこと自体違法ではありません。労働契約に組み込まれるということもあります。しかし、通常起こりうるノルマの不達成や仕事上のミスは、賠償する義務はありません。なぜなら、雇用主が事前に考慮すべきリスクといえるからです。

ただ、無断欠勤を繰り返すような、通常起こりうるレベルを超えるものについては賠償に応じなければならない場合もあります。もっとも、罰金やノルマ不達成による給料の天引きについても労働基準法の適用対象となります。先のアルバイト女子高校生の件でも、労働法のルールを無視することは許されることが分かります。

シフト編成も労働契約の一内容です。雇用主が学生の立場を無視したシフトを組むこと自体、契約違反になる可能性があります。また、労働基準法上、労働時間が6時間を超える場合には最低45分、8時間を超える場合には最低1時間の休憩を労働時間の途中にとることが法律上認められています。

「おかしい」と思ったら記録を付けておき、司法書士会等の専門家や各種労働相談窓口へ相談して下さい。

参考文献 ブラックバイト 今野晴貴 岩波書店 2016年
ブラックバイト対処マニュアル 石田真・竹内寿 早稲田大学
学生部学生生活課 2016年

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

